

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC工業（以下「会社」という。）に雇用され、コンクリート圧送作業員として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、会社内の駐車場においてコンクリート圧送用配管を置き場へ移動する際、バランスを崩して左母指と左脇腹を負傷した（以下「本件労災事故」という。）。

請求人によれば、本件労災事故後、しばらくは様子を見ていたが、痛みが引かないため同月〇日、D外科・眼科に受診し「左母指MP関節靭帯損傷、左肋軟骨損傷」（以下「原傷病」という。）と診断された。

請求人は、原傷病は本件労災事故によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の原傷病は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給する旨の処分を行った。

その後、請求人は複数の医療機関に受診し、平成〇年〇月〇日からは「外傷性頭頸部症候群」（以下「本件傷病」という。）等の傷病名により加療を継続した。

(2) 今般、請求人は、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日付けで平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求期間の一部は2年を経過し時効が成立しているため不支給とする

もに、時効とならない期間については、通院日についてのみ療養のため労働することができないとして休業補償給付を支給し、それ以外の日については休業の必要は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に時効が成立していない平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付請求の決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

(3) なお、請求人は、本件労災事故に起因する傷病の状態をもって、平成〇年〇月〇日に監督署長に傷病補償年金の支給を請求したが、監督署長はこれを支給しない旨の処分を行ったため、請求人は審査請求、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の休業補償給付に係る請求期間のうち、実診療日については支給し、その他の各日については支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件労災事故による原傷病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日より治療を開始し、平成〇年〇月〇日には症状固定、労災終了とした。この時まで頰の訴えはありませんでした。平成〇年〇月〇日が頰について訴えた最初の日です。」と述べている。

(2) また、請求人の本件傷病の主治医であるF医師は平成〇年〇月〇日付け意見

書において、「症状と受傷時の状況に大きな関連はないと思います。」と述べ、請求人の本件労災事故による原傷病と本件傷病との関連を否定している。

(3) 当審査会としては、医証等から原傷病は平成〇年〇月〇日で症状固定であるとするE医師の意見は妥当であると判断する。

また、請求人が本件休業補償給付請求時の傷病名としている本件傷病については、原傷病とはその部位が異なり、本件労災事故後7か月以上経過した平成〇年〇月〇日から請求人が訴えたものであり、さらにF医師が本件傷病について本件労災事故との関連はないとする意見からして、原傷病との間に相当因果関係は認められないと判断する。

(4) したがって、請求人の原傷病は平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）しており、平成〇年〇月〇日から症状を訴えている本件傷病との間に相当因果関係は認められないことから、平成〇年〇月〇日からの本件休業補償給付の請求は、原傷病の治ゆ後の請求であって、休業補償給付の支給対象にはならないものと判断する。

(5) なお、請求人は、本件休業補償給付が全額支払われるべきとする根拠として、G病院の担当医師の指示にしたがっている旨主張するが、同病院のH医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「当院初診は、平成〇年〇月〇日であり、すでに症状固定されている状態である。」と述べていることから、本件の請求根拠となっている本件傷病でさえ、本件の休業補償給付の初日請求日である平成〇年〇月〇日以前に既に治ゆ（症状固定）しているのであるから請求人の主張は採用できない。

(6) 以上から、請求人の本件休業補償給付の請求について、監督署長が原傷病の治ゆ認定日等の判断を誤り、治ゆ後の通院日について休業補償給付を支給したことは妥当ではないが、再審査請求は原処分に対する救済手段として認められているものであり、再審査請求人に対してされた原処分を裁決によって不利益に変更することはできないと解されるので、監督署長が請求人に対してした同処分については、取り消す限りではない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付に係る診療実日数のみについて支給し、その余については支給しないとした処分を取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。